

労働災害発生状況

平成26年上半期労働災害による被災者数

- ・死亡者数：7人（前年同期より3人増加）
- ・死傷者数：667人（前年同期より12人増加）
- ・第3次産業：264人（前年同期より46人増加）

- 労働災害は建設業などでは減少しているが、第三次産業では大幅に増加
- 死亡災害は、建設業（3人）、製造業（2人）、運輸交通業（2人）で発生

業種別死傷者数

（単位：人）

業種	平成25年上半期	平成26年上半期	災害増減率
建設業	122	99	-18.9%
製造業	144	133	-7.6%
第三次産業	218	264	+21.1%
小売業	64	82	+28.1%
社会福祉施設	28	39	+39.3%
飲食店	14	21	+50.0%
陸上貨物運送事業	75	88	+17.3%
林業	23	19	-17.4%

第12次労働災害防止対策の概要

労働災害件数減少重点業種

第三次産業対策

【目標】

- 小売業 死傷者数を20%以上減少
- 社会福祉 死傷者数を10%以上減少
- 飲食店 死傷者数を20%以上減少

- 小売業の大規模店舗・多店舗展開企業を重点として労働災害防止意識を向上
- 小売業のバックヤードを中心として作業場を安全化
- 介護施設における腰痛、転倒防止対策を推進

陸上貨物運送事業対策

【目標】死傷者数を10%以上減少

- 荷役作業中の労働災害防止を徹底

重篤災害件数減少重点業種

建設業対策

【目標】死亡者数を半減

- 足場、はしご、屋根等様々な場所からの墜落・転落災害対策を推進
- 関係請負人まで安全衛生経費が確実に渡るよう発注者に要請
- 解体工事での安全の確保、アスベストばく露防止を徹底

製造業対策

【目標】死亡者数を半減

- 機械設備の本質安全化（機械そのものを安全にすること）により、機械によるはさまれ・巻き込まれ災害を防止

林業対策

【目標】死亡者数を半減

- かかり木処理を含めた伐木作業による災害防止の徹底
- 車両系林業機械による災害を防止

安全で安心な職場をつくるために

Q 職場でこのようなことはありませんでしたか？

転倒

急いでいるときや、両手で荷物を抱えているときなどの際に、放置された荷物や台車につまずく、濡れた床ですべるなど、ありませんでしたか。



倉庫に電気をつけずに
入った際、放置された台
車に足がひっかけり、転
倒した。
(62歳、休業1ヶ月)

施設内を歩いていき、
電源コードが足に引っ
かけ、転倒した。
(63歳、休業2ヶ月)

キッチンを歩いていた
とき、マットが滑り、転
倒した。
(43歳、休業2ヶ月)

急な動き 無理な動き

重いものを無理な姿勢で持ち上げたり、移動させたりする際に、ぎっくり腰や、筋をちがえる、くじくなど、ありませんでしたか。



棚から重い荷物を下ろす
際、背伸びして無理な体
勢で受け止め、腰をひ
ねった。
(34歳、休業3ヶ月)

トイレ介助で、利用
者を持ち上げたとき、
腰を痛めた。
(36歳、休業1ヶ
月)

フライヤーの油交換作
業のため、油の入った
一斗缶を持ち上げたこ
ろ、腰を痛めた。(54
歳、休業2ヶ月)

墜落・転落

脚立の上でバランスを崩す、階段で足を滑らすなど、ありませんでしたか。



商品を運ぶ作業をし
ていたとき、階段で足
を滑らせ、転落した。
(18歳、3週間)

テーブルに乗り、飾り
付けをしていたとき、バ
ランスをくずし、転落し
た。
(66歳、休業2ヶ月)

脚立に乗り電球を交
換中、バランスを崩
し、脚立から落下し
た。
(32歳、休業1ヶ月)

その他

「交通事故にあった」、「通路でぶつかった」、「ドアに手を挟まれた」、「やけどをした」「刃物で手を切った」など、ありませんでしたか。



まな板を拭いていた
ところ、まな板に放
置していた刃物で手
を切った。
(19歳、休業1ヶ月)

前方に荷物を台車に載
せてスイングドアを通
る際、慌てて台車を引いた
ため、足をぶつけた。
(47歳、休業1ヶ月)

鍋の湯を捨てようと
して、手が滑って鍋を落
とし、長靴の中に湯が
入って火傷をした。
(19歳、休業3週間)

安全教育・研修 = 正しい作業方法を学ぶ

○「脚立の正しい使い方」「腰痛を防ぐ方法」「器具の正しい操作方法」を知っていれば、

労働災害を防ぐことができます。

○教育・研修では、「どんな災害が起こっているか」「どうしたら災害は防げるか」「正しい作業手順(マニュアル)」はどのような内容かなどを従業員に伝え、教えます。

○朝礼など皆が集まる機会を捉えて教育・研修を行う方法もあります。

ただし、はじめて職場に就いた従業員にはその都度(雇入れ時に)行います。

安全意識の啓発 = 全員参加

○安全活動は、経営者や責任者の責務とともに、従業員の「全員参加」が必要です。

○従業員一人ひとりの安全意識を高めるために、朝礼等の場を活用したトップの決意表明や、チラシなどによる周知などを行います。

Q 安全活動を行うには どうしたらよい？

○安全活動は「だれかがやってくれる」では、労働災害防止に役立つ、実効ある活動は期待できません。

○そこで、安全活動を行う担当者＝安全推進者を配置しましょう。



安全活動を
推進するには、
旗振役が必要
です。

安全推進者を配置するとき、配置したとき

○安全推進者は、事業場ごとに1名以上配置します。

なお、一定区域内の複数の事業場に対し、1人の安全推進者を配置することも差し支えありません。

○安全推進者を配置したときは、氏名を作業場に掲示して、周知します。

○事業主は、安全推進者が活動しやすいように、必要な権限を与えます。

安全推進者の職務は「安全活動を推進すること」

○4Sの推進や、朝礼の場を活用した労働災害の防止法の周知など、安全活動を推進します。

○安全活動に必要な情報や資料は、厚生労働省のホームページにあるリーフレットや教材を活用できます。

詳しくはこちらをご覧ください。 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudokijun/gyousei/anzen/index.html

Q 労働災害を防止するために、どのようなことをすればよいのでしょうか？

- 労働災害を防止するためには、
 - ・「つまづき」や「滑り」などの原因を取り除く
 - ・「潜んでいる危険」を見つける
 - ・「危険な箇所」を周知する
 - ・脚立や台車などの安全な使い方を学ぶなどの「安全活動」を行います。
- 安全活動は、経営者や責任者の責務とあると同時に、正社員、パート、アルバイト、派遣に関わらず、従業員すべての協力「全員参加」が必要です。

4S活動 = 災害の原因を取り除く

- お客様の目に触れにくいバックヤードは散らかっていませんか。
- 荷物やゴミなど、物が散らかっている職場や、水や油で床が濡れている職場は、災害の危険が高くなります。
- 4Sとは「整理」「整頓」「清掃」「清潔」のことで、これらを日常的な活動として行うのが4S活動です。
- 4S活動は、労働災害の防止だけにとどまらず、作業のしやすさ、仕事の効率化の効果も期待できます。

詳しくはこちらをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/110902-1.html>



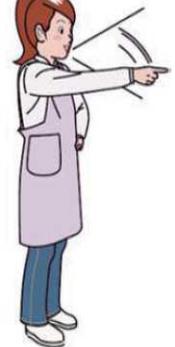
KY活動 = 潜んでいる危険を見つける

- 「うっかり」、「勘違い」、「思い込み」などは不安全な行動を招き、災害の原因となります。
- KYとは「危険(K)・予知(Y)」のことです。KY活動は、業務を開始する前に職場で「その作業では、どんな危険が潜んでいるか」を話し合い、「これは危ない」というポイントは対策を決め、作業のときは、一人ひとりが「指さし呼称」をして行動確認します。

詳しくはこちらをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/111202-1.html>

重いもの、作業姿勢、ヨシ!



危険の「見える化」 = 危険を周知する

- 墜落や衝突などのおそれのある箇所が分かれば、慎重に行動することができます。
- 危険の「見える化」は、職場の危険を可視化(=見える化)し、従業員全員で共有することです。KY活動で見つけた危険のポイントに、ステッカーなどを貼りつけることで、注意を喚起します。

詳しくはこちらをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/131213-01.html>

